

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警察運営の総合的調整について

警察事務の合理化、能率化を図るための警察運営の総合的調整については、警視庁本部処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第5号）等により推進してきたところであるが、さらにその実効を高めるため次によることとしたので、事務処理上誤りのないようされたい。

おつて、警察運営の総合的調整について（昭和31年8月28日例規甲（総務）第22号）は、廃止する。

記

第1 行事等の調整

1 主要行事

- (1) 本部各所属の計画する次の行事等（以下「主要行事」という。）については、各月の行事計画を部ごとに調整のうえとりまとめ、前月5日までに別記様式第1により総務部長（企画課調整係経由）に通知すること。
 - ア 一せい取締り、一せい調査その他警察署員の勤務配置に影響を及ぼす行事
 - イ 各種教養訓練
 - ウ 警察署員を招集する会議
- (2) 前(1)の主要行事について、総務部長は、調整のうえ、毎月開催される方面本部長・代表課長会議に付議し、決定した行事予定表を各所属に通知する。
- (3) 行事予定決定後緊急に実施を必要とする主要行事については、総務部長の承認を得て実施すること。

2 広報重点

- (1) 各部代表課長（部の庶務を担当する課の長をいう。）は、部内各所属で予定している翌年の月間広報重点について、調整のうえとりまとめ、別記様式第2により毎年10月20日までに総務部長（広報課広報第四係経由。(2)及び(3)において同じ。）に報告しなければならない。
- (2) 特殊詐欺対策本部長及びサイバーセキュリティ対策本部長は、自所属で予定している翌年の月間広報重点について、前(1)に準じて、総務部長に報告しなければならない。
- (3) 所属長は、前(1)及び(2)の規定にかかわらず、緊急に実施する必要がある広報重点については、その都度、総務部長に報告しなければならない。
- (4) 総務部長は、前記(1)及び(2)の規定により報告を受けた翌年の月間広報重点又は前(3)の規定により報告を受けた広報重点について、調整のうえ方面本部長・代表課長会議に付議し、その結果を各所属長に通知するものとする。

3 特使の派遣要請

文書、物品の交付等のため警察署から特使の派遣を要請する場合は、用度課において毎月定例的に行なう派遣要請を除き、総務部長の承認を受けなければならない。

第2 文書の合議および送付

1 起案文書の合議

次の起案文書は、総務部長および警務部長に合議すること。

- (1) 通達等で署員の勤務配置に関するもの
 - (2) 主要行事の実施に関するもの
- 2 他の官公庁等からの協議文書の合議
他の官公庁等から条例、規則等の制定、改廃について協議を受けた場合または意見を求められて回答する場合は、総務部長に合議して行なうこと。
- 3 発行文書の送付
警察署長および機動警察隊長に対する通達（電報指示を含む。）は、発行のつど通常配布のものとは別に1部を企画課（調整係）に送付すること。

別記様式第1

通知（ . . . ）第 号
年 月 日

総務部長殿（企画課調整係）

部長

月の行事等の計画について（ ）

実施期間	行事、会議、教養訓練項目	専従要員	実施目的および方法の概要	主管課

注：行事、会議、教養訓練の項目ごとに別紙とし、（ ）内に該当項目を記入すること。

別記様式第2

報告（ ）第 号
 年 月 日

総 務 部 長 殿

長

来年の月間広報重点予定について

広 報 実施月	広 報 重 点 (主管課)	趣 旨

注 記載欄は必要に応じて適宜増減することができる。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。